

## 三浦半島地区保健医療福祉推進会議 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦半島地区保健医療福祉推進会議（以下、「推進会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の決定等)

第2条 定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 推進会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第3条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(オンライン開催時の特例)

第7条 会場を設けず、Web 会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web 会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人は Web 会議システムのカメラ、マイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

- 3 傍聴人の決定方法は先着順によることとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスに Web 会議システムへの入室に必要な ID とパスワードを送信する。
- 4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、推進会議はその責を負わない。
- 5 会長は、議題に神奈川県情報公開条例第 25 条の規定により、公開としない議題が含まれる場合に、傍聴人を Web 会議システム上から退室させることができる。

(部会への準用)

第 8 条 第 2 条から第 7 条までの規定は、推進会議の専門部会について準用する。この場合において、「推進会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第 9 条 この要領に定めのない事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。